

平成 20 年 3 月 13 日

中央教育審議会 教育振興基本計画特別部会
答申素案に対する修正案

公立大学協会

第 4 章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

① 関係者の役割分担、連携協力

ア - (省略) -

イ 地方公共団体に期待される役割

教育の振興に関し、地方公共団体には、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地方公共団体の経済的・社会的条件等に応じた施策を策定し、実施することにより、住民の期待に応え、その責任を全うすることが求められる。

その際、地方公共団体の中でも、市町村と都道府県が担うべき役割はそれぞれ異なることに留意する必要がある。市町村は、もっとも住民に身近な立場で、その意思を十分に把握し、また、関係者との連携を図りながら、行政を行うことが求められる。具体的には、義務教育を行うのに必要な小中学校を設置し、教育活動を実施する責任を有する。あわせて、市町村立の**高等学校・大学等**、図書館、博物館、公民館、体育館等の設置管理、教育・文化・スポーツ等に関する各種事業の実施等を担うことが求められる。一方、都道府県は、広域的な処理を必要とする教育事業の実施及び**学校高等学校・大学等**の設置管理、市町村に対する教育条件整備に対する支援、市町村における教育事業の適正な実施のための指導、助言、援助等を担う。今後、地方分権が進めば進むほど、それぞれが自律的にその責任を果たされなければならない。